

第201500004486号
平成27年4月1日

各指定介護老人福祉施設等管理者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針の一部改正
について（通知）

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび、鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針を
別添のとおり改正し、平成27年4月1日付けで施行しましたので、今後の事業運営にあたり、遵
守いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

介護サービス事業・施設担当 山本

電 話 0857-26-7178

ファクシミリ 0857-26-8127

電子メール choujyushakai@pref.tottori.jp